

南宋臨安における禁軍の駐屯とその影響

高橋 弘 臣

はじめに

北宋時代の杭州には就糧禁軍が駐屯していたが、南宋時代に入り、杭州が臨安府と改称され、事実上の国都となるに伴い、三衛（殿前司・侍衛馬軍司・侍衛步軍司）も駐屯することとなった。筆者は前稿において、禁軍のうち特に三衛を取り上げ、臨安に駐屯する経緯、職掌、制度上の建前と実態との乖離といった点について検討を加えた^①。もともと臨安の禁軍に関しては、これら以外にも論ずべき点が多く残されている。そこで本稿では、そのうち禁軍の駐屯が臨安に及ぼした影響について、検討を行ってみることとしたい。かかる観点から臨安の禁軍を検討した専論は、管見の限り存在しないようである。そもそも宋代の軍隊に対する研究は、兵制史的な、即ち制度史的な観点から行われたものが多く、軍隊と国都をはじめとする都市との関係、或いは社会・経済・文化との関係等を検討した研究は決して多くない^②。本稿はそうした研究の空白を多少なりとも埋めようとする一つの試みでもある。

禁軍の駐屯が臨安に及ぼした影響を検討するにあたって、さしあたり以下の諸点を取り上げたい。第一に、定員十万人を越える禁軍兵士が駐屯するようになったことは、臨安城内外の景観のどのような部分をどのように変貌させた

のであろうか。第二として、消費集団を形成していたと考えられる禁軍の駐屯は、臨安の商業にいかなる影響を与えたのか、という点に対する検討が求められる。また禁軍はそれ自身が営利活動を行っており、この点についても検討を加える必要がある。第三は、禁軍の駐屯が臨安の都市文化、特に大衆芸能・庶民文化に及ぼした影響である。第四に検討すべきは、禁軍の駐屯と臨安の社会との関係である。多数の禁軍を抱え込むことは、都市の社会にどのような影響を与えたのであろうか。本稿では、特に兵士による犯罪・暴力行為や、退役兵士に絡む問題を取り上げ論じてみたい。

なお本稿では『建炎以来繫年要録』は『要録』、『宋会要輯稿』は『宋会要』と略記する。

一 臨安に駐屯した禁軍

禁軍の駐屯が臨安に及ぼした影響を検討するに先立ち、臨安に駐屯した禁軍の種類や人数等について、一通り概観しておく必要がある。既述の如く、南宋の臨安に駐屯した禁軍は三衛と就糧禁軍である。北宋時代の三衛は靖康の変によって一旦ほぼ壊滅したが、南宋の建国とともに再建された。臨安に駐屯した三衛の淵源をたどれば、建炎元年（一一二七）五月に高宗が応天で即位して以来、高宗に随行していた勢力にたどりつく。彼らは高宗とともに江南各地を巡幸した後、紹興二年（一一三二）正月以降、高宗が臨安に腰を落ち着けるのに伴って、臨安に常駐するようになったのである。南宋建国当時の三衛は弱体であり、「名は存するも実は亡し」とまで評されたが、紹興五年末以降、本格的な再建が開始され、それとともに臨安に駐屯する兵士の数も増えていったと見られる。³⁾

三衛の再建が進行するにしたがい、定員も新たに設定された。『建炎以来朝野雜記』甲集卷一八「乾道内外大軍数」

には、乾道年間（一一六五〜七三）において殿前司七万三千人、馬軍司三万人・歩軍司二万千人、計十二万四千人という数字が載せられている。このうち馬軍司は乾道七年、定員千人を除き、余は尽く健康へ移動した^④。また『咸淳臨安志』巻一四「禁衛兵」によれば、南宋末の咸淳年間（一二六五〜七四）、臨安に駐屯する殿前司・歩軍司・馬軍司の定員は各々七万五千人、二万七千六百人、千人、計十万三千六百人となっている。なお三衛は禁軍として皇帝の警護等に従事しただけでなく、実戦部隊としての性格をも併せ持ち、国境にも派遣され、金・モンゴル軍と対峙した。

一方、就糧禁軍は、禁軍と称されてはいるものの、その実態は治安部隊であった。臨安に駐屯した就糧禁軍は東南第三将に属する八指揮（部隊）、兵馬鈐轄司に属する五指揮、京畿第二将に属する十六指揮の計二十九指揮であり、定員は計一万三千七百九十人である。就糧禁軍の指揮の数と名称・定員は南宋時代を通じて変化していない。これらの指揮は北宋の嘉祐五年（一〇六〇）〜南宋の建炎元年にかけて、杭州（臨安）へ移屯した^⑤。

禁軍は、戦死はもとより、逃亡・老弱化等によっても欠員の生じることが多かった。また三衛は実戦部隊としての性格を併せ持っていたことから、有事の際にはもちろん、平時においても国境へ派遣された他、盗賊を討伐するため、国境以外の地へもしばしば派遣された。従って実際に臨安に駐屯する禁軍、特に三衛の兵士は、時として定員よりもかなり少なくなることがあった。もっとも臨安に現実に駐屯していた禁軍兵士の数に関しては、関連史料が頗る少なく、且つ断片的であり、不明な点が頗る多い。三衛について見ると、紹興十一年正月、臨安には少なくとも殿前司の兵士三万人がいた。また馬軍司は紹興三十一年五月、臨安にやはり少なくとも三万人の兵士が駐屯していたと考えられる。因みにこの馬軍司の兵数は、定員と同じである。歩軍司を例にとると、対金戦争の最中であつた隆興元年（一一六三）、国境へ兵士の大多数が動員されたためであろうが、臨安にはわずか千二百人あまりしか駐屯していなかつたとする記事が目睹される。理宗時代（一二二四〜六四）にも、臨安に駐屯する歩軍司の兵士が兵籍に一万人程度し

か載せられていなかったとする史料が残っている。しかしこのケースでは、兵士が官庁や有力者によって徴発され、使役されていた故にその数が少なくなったのであり、兵士そのものが臨安にいなかったというのではない。^⑧ 就糧禁軍に関しては、現実に駐屯する兵士の数を伝える史料は三衛よりも一層少なくなってしまう。管見の限り、僅かに紹興二年正月、兵士三千人余りが臨安にいたことを伝える記事、及び乾道七年正月、兵士三千人を新たに招募したという記事が目撃されるだけである。^⑨

要するに三衛・就糧禁軍ともに臨安に駐屯した兵士の現員数は把握し難いのであるが、しかし欠員に関しては、補充が恒常的に行われているから、極端に定員を割り込んだ状態が長期にわたって持続したとは考えられない。また南宋後半の淳祐年間（一二二四～五二）以降、臨安の特に三衛の兵士を対象として度々賑恤が行われており、このことは当時臨安に一定数の三衛の兵士が駐屯していたことを示していると考えられる。臨安に駐屯する就糧禁軍・三衛の定員の合計は、既述の如く乾道年間に十三万七千七百九十人、馬軍司が建康へ移動した後、咸淳年間には十一万七千三百九十人であるから、少なめに見て定員の半分程度が実際に臨安に駐屯していたとすれば約六万七千人、さらに低く見積もって三分の一とすると約四万人となる。また職業軍人であった禁軍兵士は、家族が軍営もしくはその周囲に居住しており、その数は兵士も含めて一家平均四人とも言われる。^⑩ そうであるとするれば兵士と家族の合計は、二十万人を超えていた可能性が出てくる。兵士が国境へ増派され、臨安にほとんど家族しか残らなくなった場合でも、その数は十万人に及んでいたことが想定される。臨安の人口については諸説あり、且つ今後検討を深めなければならぬ余地も多々あるが、仮に百五十万人としても、^⑪ 禁軍兵士とその家族は臨安の人口を構成する要素の一つと見なされよう。ではこのような禁軍の兵士が、家族とともに駐屯するようになったことは、臨安に対してどのような影響を与えたのであろうか。

二 禁軍駐屯の影響

1 景観に対する影響

禁軍の駐屯が臨安城内外の景観に及ぼした影響を検討する前に、臨安における禁軍の駐屯状況を明らかにしておきたい。臨安に駐屯する禁軍の兵士は、城内外に建設された軍営に住んでいた。『咸淳臨安志』巻五七「兵制」等によれば、禁軍のうち、就糧禁軍の軍営は全て城内東北の東青門内に置かれていたことが知られる。一方、三衛の軍営は城内外に分散していた。『咸淳臨安志』巻一四「禁衛兵」には、南宋末の咸淳年間（一二六五～七四）において、三衛各指揮の軍営が設置されていた城内外の場所と、各軍営に居住する指揮名が列挙されている。そこでこの史料に基づき、まず城内における三衛の軍営の配置と、そこに居住する指揮を以下に紹介しよう。城内における三衛の指揮とその軍営の具体的な設置場所を整理すれば、以下の通りである。なお（ ）の中の数字は軍営の数である。

余杭門の内↓殿前司策選鋒歩軍（一）

長山門の内↓殿前司後軍歩軍（二）

東青門の内↓殿前司策選鋒歩軍（五）・殿前司後軍歩軍（二）・馬軍司龍衛軍（一）・馬軍司雲騎軍（一）・馬軍司武

騎軍（一）

錢湖門の内↓歩軍司中軍在城將（一）・歩軍司左軍在城將（一）・殿前司中軍（一）

宮城の周囲↓殿前司中軍（四）

宮城西側の丘陵地帯・吳山↓歩軍司右軍潛火軍（一）、万松嶺↓歩軍司右軍潛火軍（一）、鳳凰山↓殿前司中軍（一）・殿前司右軍歩軍（一）、鉄冶嶺↓歩軍司神衛軍（一）・歩軍司右虎翼軍（一）・歩軍司廂軍（一）・歩軍司中軍在城將

南宋臨安における禁軍の駐屯とその影響

(一)

右を見ると城内における三衛の軍営は、余杭門・良山門・東青門・錢湖門の内側の他、宮城の周圍及び宮城西側の丘陵地帯にも多く設けられていたことが知られる。宮城の周圍や西側の丘陵地帯に三衛の軍営が多く設けられたのは、明らかに宮城を護衛するためであろう。また就糧禁軍と同様、東青門の内側に三衛の軍営も多く設けられている。

軍営が特に多く設けられた東青門内や良山門内、即ち城内東北部は本来低湿地で居住条件が悪く、北宋時代、住民はほとんどいなかったと考えられる。そうであったからこそ軍営が建設され得たとも言えよう。北宋時代にこの一帯が空閑地であったことは、元祐年間（一一〇八―一一一四）に杭州の知事をつとめた蘇軾の上奏から窺知される。臨安（杭州）の城内には塩橋運河・市河等の運河が走っていたが、これらは泥土を多く含んだ錢塘江の河水を引き入れていたため、定期的に浚渫工事を行わないと運河が淤塞し、船舶が航行不能となった。蘇軾は『蘇軾文集』卷三〇「申三省起請開湖六条状」において、城内の住民の多い地域で浚渫工事を行うと、浚った泥土の置き場所をめぐって大混乱の生じることが常であったと述べている。ところが同じ城内でも、茅山河という運河の通る良山門―東青門内あたりは次のようであったと記している。

茅山河縦復淤填、乃在人戸稀少・村落相半之中、雖不免開洶、而泥土有可堆積、不為人患。

茅山河が泥土によって閉塞し、浚渫工事を行っても、住民が稀なので、浚った泥土の置き場所をめぐって問題が起きることはないというのである。

元祐年間には既に就糧禁軍六指揮が東青門内に移屯していた筈であるが、蘇軾によれば、それでも東青門内にはなお多くの空閑地が残っていたと見なされる。その後、北宋末から南宋の初年にかけて、東青門内には残りの就糧禁軍二十三指揮が移屯し、また紹興年間（一一一三―一一六二）に入ると三衛も移屯し、空閑地にそれらの軍営が次々と建設

されていった。なおこの一帯には、南宋時代になっても、兵士とその家族以外に一般の住民はほとんどいなかったと考えられ、かくて軍営のみが建ち並ぶという、城内でも特殊な景観が形成されたのである。これは禁軍の駐屯・軍営の建設に伴い、臨安城内の景観の一部が変貌をとげた顕著な例である。

続いて城外に駐屯した三衙の指揮及びその軍営の所在地について、以下に検討してみたい。()の中の数字はやはり軍営の数である。

余杭門の外↓殿前司護聖馬軍(二)・殿前司神勇馬軍(一)・殿前司神勇歩軍(二)・歩軍司中軍歩軍(二)、艮山門の外↓殿前司選鋒歩軍(四)・殿前司後軍馬軍(二)・殿前司浙江水軍(一)

東青門の外↓殿前司選鋒馬軍(一)・殿前司前軍歩軍(二)・殿前司右軍馬歩軍(一)・殿前司遊奕馬軍(一)・殿前司浙江水軍(二)

崇新門の外↓殿前司捧日軍(二)・殿前司天武軍(一)・殿前司拱聖軍(一)・殿前司驍騎軍(一)・殿前司寧朔軍(一)・殿前司広勇軍(一)・殿前司前軍馬歩軍(一)・殿前司右軍歩軍(一)・殿前司遊奕歩軍(五)・殿前司浙江水軍(五)

新開門の外↓殿前司右軍歩軍(一)・殿前司護聖馬軍(二)

候潮門の外↓殿前司護聖歩軍(七)

錢塘門の外↓殿前司策選鋒馬軍(四)・殿前司神勇馬軍(一)・歩軍司飛山軍(一)・歩軍司牀子弩軍(一)

錢湖門の外↓歩軍司左虎翼軍(一)・歩軍司御營喝探軍(一)

西湖の周囲及び蘇堤・九里松↓殿前司左軍歩軍(三)・歩軍司前軍馬軍(一)・歩軍司前軍歩軍(一)、赤山↓殿前司左軍馬軍(三)・歩軍司右軍馬軍(二)・歩軍司左軍馬軍(一)、錢糧司嶺↓歩軍司左軍歩軍(二)・歩軍司後軍馬

歩軍(一)、西溪↓歩軍司中軍馬軍(三)、蘇堤↓歩軍司右軍歩軍(二)

竜山↓殿前司浙江水軍(二)

これらを見ると、城外の軍營の数は城内よりもはるかに多く、東側城壁の城門(艮山門・東青門・崇新門)の外や、西湖の西岸・西南岸(九里松・赤山・錢糧司嶺)にとりわけ多く設置されている。因みに『咸淳臨安志』『禁衛兵』・「兵制」の記述をもとに、城内外に駐屯した禁軍の定員について試算してみると、城内に駐屯した三衛・就糧禁軍の兵士の定員は合計四万二千四百九十八人、一方城外に駐屯した三衛兵士の定員は七万四千七百二人(八万一千九百二人に及んでいる^①)。もっとも前節で述べたように、欠員の存在や国境への増派があり、定員の全てが実際に駐屯していたとは見なし難い。しかし、平時において臨安に駐屯していた兵士の数が定員の半分としても、城外では約四万人、それに家族を加えれば十五万人を超えていたとも推察される。彼らは臨安の城外人口を構成する要素として、やはり看過できない存在であったと言えよう。南宋時代に入り、このように三衛の軍營が城門の外や西湖の西岸を中心として多数設置され、兵士とその家族が住むようになったことは、城外の人口を増大させ、都市領域を拡大させる大きな原因になったのである。

付言するならば、三衛の駐屯に伴い、城外には軍營以外にも軍関係の施設が多数置かれた。その一つが教場、即ち練兵場である。教場の所在地は、軍營とともに『咸淳臨安志』『禁衛兵』に記載があり、それらのうち、所在地が城外に確認できるものを列記すれば次の通りである。

余杭門の外↓殿前司護聖馬軍・殿前司神勇歩軍の教場

艮山門の外↓殿前司選鋒歩軍の教場

東青門の外↓殿前司前軍馬歩軍・殿前司右軍馬歩軍の教場

崇新門の外↓殿前司旧司・殿前司遊奕歩軍の教場

新開門の外↓殿前司護聖馬軍の教場

候潮門の外↓殿前司護聖歩軍の教場

錢塘門の外↓殿前司策選鋒歩軍・殿前司神勇馬軍の教場

赤山↓殿前司左軍馬軍・歩軍司右軍馬軍・歩軍司左軍馬軍の教場

九里松↓殿前司左軍歩軍・歩軍司前軍歩軍の教場

錢糧司嶺↓歩軍司後軍歩軍の教場

右を見ると、教場は軍宮に隣接する形で、各城門の外及び西湖の西岸・西南岸に多く設けられているが、中には殿前司策選鋒歩軍のように、軍宮は城内、教場は城外に設けられるケースもあったことが知られる。

また三衙は城外に、死亡した兵士や家族を埋葬する独自の墓地や、彼らを弔うための寺院を有していた。一例を挙げれば、『咸淳臨安志』卷七九「寺院」が載せる普向院の記文に

紹興十六年、朝廷以西湖之陰隙地三百弓、為殿前司十三軍之塋地、創立精舍、為之薦拔之所、遷南蕩之廢寺、曰普回者、榜其上。從故帥太傅楊王存中之請也。

とあり、紹興十六年、楊存中の請願によって、西湖の陰隙の地に殿前司の兵士を埋葬する墓地が設けられ、且つ死者を弔うためその傍らに普向院が建立された。なおここに見える楊存中とは本名を楊沂中といい（後に高宗から名を存中と賜る）、後節においても言及するが、殿前司の司令官を長く務めた、南宋初期の軍事を語る際には欠くことのできない人物である。或いは同書卷八〇「寺院」、趙山止等院に「紹興中、侍衛馬軍司西溪に駐し、屋を建てて以て諸軍の香火を奉ず」とある。紹興年間、西溪に駐屯した馬軍司の部隊が、軍宮の設置に伴い、兵士の死者を弔うため、

正等院なる寺院を建立したのである。恐らく正等院だけでなく、それに付随する形で墓所も設けられたと考えるのが自然であろう。他にも『宋会要』食貨六〇——一六「恩惠」、淳熙元年（一一七四）九月二十六日条には

詔、臨安府東青門外駒子院地、將一半充漏沢園、撥付殿前司、埋瘞亡歿軍民（割注：從殿前司請也）。

とあり、殿前司の請願に従い、東青門外にある駒子院の地の一半を割いて墓所に充てたと記されている。

これら軍関係の施設は、寺院や民地・民田等を接收・占拠して置かれることも多かった。寺院の接收に関しては、『咸淳臨安志』卷九三「紀事」に

臨安西湖、旧伝南北両山僧寺大小合三百六十、兵革之余、亦為軍營・禁苑・園圃之所包占、今存者不滿百。

とあり、南宋時代に入ると、臨安城外の南山・北山では大小三百六十にも及ぶ寺院が軍營・禁苑や有力者の莊園等によって包摂されてしまったと述べられている。また軍関係の施設が城外の農地や住民の墳墓等を占拠していたことは、『要録』卷一六〇、紹興十九年十月辛酉条に

上諭大臣曰、西溪標撥馬軍寨地、可令守臣宋昺親往檢視、毋得侵掘塚墓、多占民田。

とあり、西湖西岸に位置する西溪の地を馬軍司の軍營に充てる際、墳墓や田土を荒らしたり占拠したりせぬよう命が下されていることから窺知される。或いは『宋会要』刑法一一一五五「禁約」、紹興三十年三月十四日条に

臣僚言、金（衍入？）錢塘南山土庶墳墳極多、往往与刑勢之家及諸軍寨相鄰、横遭包占平夷。

とあり、南山に設けられていた数多くの土庶の墓が有力者や軍營によって占有されたと記されている。ここでいう軍營とは、西湖の南岸にあった三衙の軍營であろう。臨安の城外では、三衙の駐屯に伴い人口が増大しただけでなく、軍營をはじめとする軍関係の施設が多数置かれるようになり、その結果景観もまた大きく変貌をとげたのである。

2 商業に対する影響

禁軍とその家族は、臨安において大きな消費集団を形成していた筈であり、軍営には兵士とその家族の需要に応えるため、或いは軍からの放出物資を買い取るために、多くの商人が集まったと考えられる。臨安に関してそのようなことを具体的に伝える史料は、今のところ検索できないけれども、乾道七年（一一七一）に馬軍司が移屯した建康について、次のような記述がある。建康に移屯した馬軍司の軍営は城門（南門）の外に設けられたが、真徳秀の『西山真文忠公文集』巻六「奏乞為江寧阜城南廂居民代輸和買狀」に

……馬軍行司移屯之始、連營列戍、軍民憧憧、聚彼貿易、市廛日以繁盛。

とあり、軍営に商人が集まって活発に取引を行い、その一帯が非常に繁栄していた様子が記されている。恐らく臨安においても、軍営の周辺では同様の情景が見られたことであろう。

外部からやってくる客商だけでなく、臨安に定住する坐買も、兵士とその家族を相手に取引を活発化させていたと考えられる。このことが推察されるのは、城外に存在する鎮・草市においてである。『咸淳臨安志』卷一九「市」・卷二〇「市鎮」等によると、臨安の各城門外や錢塘江の沿岸には、軍営と並んで多数の鎮・草市が存在していた。具體名を挙げると、余杭門外には北郭市・江漲橋市・湖州市・半道紅市等、艮山門外には范甬鎮、東青門外には北土門市、崇新門には南土門市、候潮門外には浙江省、錢塘江の沿岸には竜山市等の草市・鎮があった。これらの殆どは北宋時代から存在したが、南土門市・北土門市・半道紅市は南宋時代に入って新たに姿を現している。^①

また鎮・草市において徴収される商税の課額（徴収のノルマ）が、南宋時代に入ると大きく増加している。課額は北宋の熙寧一〇年（一一七七）に江漲市で二千八百五貫九百八文、浙江省で二万六千四百四十六貫八百五文、竜山市は二千九百九十二貫六百六十五文であった^②。ところが南宋の淳祐年間（一二四一―五二）には、それぞれ四万五千十

七貫六百四十七文、八万千八百十貫二文、三万六千九百六十八貫九百一文となっているのである。¹⁸⁾ 課額は言うまでもなく実際の徴収額を目安に設定されるのであるから、課額が増額されているということは、鎮・草市における商業活動が活発化し、商税の実額の徴収額が増加していたことを意味するに他ならない。商業活動を活発化させた原因は様々であったと考えられるが、鎮・草市の商人の中には、近辺に駐屯した三衛の兵士とその家族を対象として商業活動に従事する者も多かったと推測され、そうしたことも商税の増収や、新たな鎮・草市出現の一因に数えられよう。多数の兵士と家族が駐屯するようになった臨安では、彼らを対象とした商業活動が活発化し、言わば軍需景気に沸いたと想像される。

なお史料を通観すると、商人は禁軍に絡んで、しばしば不当な取り引きを行って利潤を得ていたことが看取される。兵士に対する衣料の支給及び支給された衣料の買い取りに関する史料を紹介すると、北宋開封の事例となるが、『宋会要』食貨三七―五「市易」、大中祥符三年（一〇一〇）八月条が載せる詔の一節に

察知、京城市肆、以諸軍賜冬服懸帛、其用錢貿易、不依宣命條約、每百不盈七十四五、有雖稱省陌、由貫除錢三十。とある。これによれば、禁軍兵士に俸給の一部として支給された衣料を商人が買い取る際、省陌（政府が定めた短陌、北宋では七七〇九八陌、七十七〇九十八文を百文として計算する¹⁹⁾）に従わず、事実上七十陌程度のレートを設定して取り引きを行っており、そのため兵士の側が不利益を被っていたという。

南宋時代の臨安では、周必大の『周易国文忠集』卷一五〇「論戸部借絹」に

毎年諸軍得衣、随手売了、戸部亦自置場收買。今若就支衣日、令戸部計欠数、出給関子、如願売、赴買絹場請佃錢、則令三衛喚名给与、径支見錢・会子之類、在軍人免入牙儉之手、彼必欣然、官中亦無毫髮所損、豈非両便。とある。「論戸部借絹」とは淳熙十四年二月、臨安に駐屯する諸軍に支給すべき衣料（絹）が不足した際、周必大が

具申した対策を伝える史料であるが、右の一文を見ると、兵士に支給した衣料を、戸部がわざわざ買絹場なる施設を置いて買い取っていた、即ち換金させていたことが知られる。また衣料が不足して規定通りに支給できない時には、戸部は関子（引換券）を支給し、兵士がそれを持って買絹場に赴けば、直ちに銅銭や会子と交換できるよう定めており、商人の手を経ずに衣料を換金できるよう配慮がなされているのである。このようにすれば兵士は必ずよるこぶとあることから、衣料を買い取る（換金する）際、商人がいかに不当な取り引きを行っていたかがうかがえる。また右の事例以外に、臨安では左蔵東庫が諸軍に支給する衣料が不足したので、急遽不足分を収買しようとしたところ、牙儉はそれに乗じ、官司の足下を見て「往往にして下色（の絹）を投売す」る等ということもあった²⁰。兵士の中には農民出身者もあり、彼らの多くは複雑な商取り引きの仕組みや貨幣慣行等には無知であつたらう。一方、官司の側にとつて、駐屯する禁軍の生活は何としても保障しなければならなかつた。そのような点に商人のつけ込む隙が生じていたと言えよう。

商業に関して付言すれば、禁軍の指揮官等は軍事費を自弁するため、配下の兵士を徴発・使役して盛んに営利活動を行っていた。禁軍の営利活動として、酒の販売が挙げられる。禁軍、特に三衛は酒坊を経営して酒を醸造しており、紹興九年三月、殿前都指揮使楊沂中（存中）が殿前司の経営する五つの酒坊を戸部に献納した記事が見える²¹。この後紹興三十一年になると、『要録』巻一八八、同年二月庚申条に

領殿前都指揮使職事趙密以本軍酒坊六十六婦之戸部。後二日、同安郡王楊存中復以私家撲買酒坊九及酒本・釀具為錢七十二万緡上之。於是通歲收息錢八十万緡有奇。

とあり、殿前都指揮使趙密がやはり殿前司の経営する酒坊六十六を戸部に献納し、その二日後には、趙密の前任の殿前都指揮使楊存中が私的に経営する酒坊九を献納してきたという。楊存中の酒坊は酒本・酒具、即ち酒造りの資本金

や原料・道具等を錢に換算すると七十二万緡に相当したとあり、殿前司・楊存中の酒坊の収益を合わせると実に年間八十万緡に登ったとも記されている。

これらの酒坊の所在地として挙げられているのは臨安府塩官県の他に湖州・秀州等であり、酒坊が臨安城内外にあったのではないと見られる。しかし臨安の銘酒を紹介する『西湖老人繁勝録』『酒名』や『武林旧事』卷六「諸色酒名」には、殿前司・歩軍司の醸造する「鳳泉」・「小槽」という酒が見えており、それらが言わばブランド酒として人気を博していたことがうかがえる。こうした酒は三衛が経営する臨安近郊の酒坊で醸造され、臨安城内外の酒樓等に持ち込まれ、販売されていたのであろう。著名な宣撫使であった張俊は、臨安において太平樓という酒肆を経営していたという²³。或いは三衛の武將の中にも臨安で酒樓を経営する者がおり、酒坊で造られた酒の多くは、そうした店で販売されたのかもしれない。因みに禁軍は酒坊以外にも、塩や米等を販売する商店等を経営していた形跡があり、臨安にもそうした商店が存在したのではないかと思われるが、今のところ裏付けとなる史料を検索できていない。

臨安における禁軍の商業活動として、以下のようなものも挙げられる。『宋会要』刑法二一一五九「禁約」、乾道九年三月六日条に

臣僚言、伏見、朝廷禁止見錢三貫以上不得出城門、五貫以上不得下江、已立定罪賞。其諸軍毎月支請券食見錢、動計万數、往□（原欠・往？）出城帰寨支散衆、軍却將見錢衷私般載外州回易、以致行在見錢稀少。乞行下殿前馬歩軍、嚴行約束、如有違戾、即依立定罪賞施行。從之。

とある。これによれば臨安の城門から三貫以上の銅錢を帯出することは禁止されており、また五貫以上は江を下ることが禁止されていた。なお右の「江」とは錢塘江の謂であり、銅錢が錢塘江を下って海上に持ち出されることを禁止していると理解される。ところが城外に軍營のある三衛に対しては、こうした帯出禁止令を適用することができず、

兵士は俸給として支払われた銅錢をひそかに「外州」へ運んで売却して利を得ており、そのことが臨安の銅錢を減少させる原因になっていたのである。

臨安（杭州）には北宋時代から市舶司（務）が置かれており、外国との貿易が盛んであった。もともと外国との貿易に従事する大型船は、杭州湾の潮流や地形の關係上、臨安（杭州）に直接出入りすることは稀であったようで、外国との貿易は、多くの場合明州・泉州・広州等を経由して行われていた。明州・泉州・広州等を中継点としていたとはいえ、外国との貿易が活発であったが故に、臨安（杭州）では錢禁令を破って銅錢を国外へ持ち出すことも盛んであったと見られる。『文献通考』卷九「錢幣」二に

自国家置市舶於浙於閩於広、船舶往来、錢宝所由以泄。是以自臨安出門有禁、下江有禁、海入有禁。凡船舶之方發也、官必点視及遣巡捕官監送放洋。然商人先期、以小舟載錢離岸、及官司之点・巡捕之送、一為虛文。

とあり、銅錢を臨安の城門から持ち出し、錢塘江を下って海に入ることが禁じられたのも、銅錢の国外流出に歯止めをかけようとしたからであったことが知られる。また官司は臨安から出港する船舶——この場合は明州・泉州等へ向かう比較的小型の船舶であろう——の積み荷をチェックし、海上に出るまで監視下に置いていた。それにもかかわらず、狡猾な商人は目につきにくい小舟にこっそり銅錢を積んで、あらかじめ海上で待機しており、監視の目を離れて海上に出てきた船舶に銅錢を引き渡していたという。銅錢は明州・泉州・広州等の港において、日本・高麗・東南アジア諸国等へ向かうより大型の貿易船に積み換えられ、国外へ持ち出されたのである。このように見てくると、前引『宋会要』記事の「外州」とは上記諸外国を指している可能性もあり、果たして然りとすれば、三衙の中には禁令を冒して外国に銅錢を密売し、利を得る者がいたことになる。

3 文化に対する影響

三衙の殿前司には鈞容直と称される軍樂隊が属していた。鈞容直は郊祀のパレードの他、皇帝が寺觀等へ巡幸する際にも付き従い、所定の音楽を演奏していた。また鈞容直には音楽家だけでなく雜劇の役者やダンサー等が含まれており、例えば北宋時代の開封で皇帝が神保觀に行幸した際や、郊祀の後で行われる大赦・元宵の際等に、彼らが皇帝の面前で雜劇や舞旋等を演じていた。²⁷⁾ こうしたパフォーマンスは、開封の住民も觀覽することが許されていた。また鈞容直は、休暇の日には街中の空き地において、温習を兼ねて、一般人を対象に演奏を行った。見物に集まってきた人々に飴や果物を売る商売まであったというから、さぞかし見物人の数も多かったのであろう。鈞容直、ひいては禁軍は皇帝のみならず、開封の一般住民に対しても音楽や演芸を提供していたのであり、都市の大衆芸能の発展に貢献する一面を持っていたと言えよう。

鈞容直は南宋にも一応継承された。しかし北宋末～南宋初期にかけての戦乱によって鈞容直は形骸化したと見られ、『宋会要』職官二一三三「鈞容」、紹興九年四月二十一日条に

上謂輔臣曰、聞殿司召募鈞容直樂工、頗屬搔擾、除軍中旧人存留外、可更不添募。先是、楊存中以鈞容班旧官四百人、今止六十九人、乞進逐收補、權以二百人為額、雖已得指揮添募、後聞搔擾、遂降詔止之。

とあり、定員四百名のところ現員が六十九名しかおらず、定員を二百名に減額したこと、また欠員募集の際に混乱が生じたので、募集が一旦中止されたことが記されている。さらに紹興三十年正月十八日条には

詔鈞容班可罷、令殿前司比擬一般班直安排、元係諸處差到、発帰元來去處、内老弱病患者、給拋放停。罷二百十六人、並給拋逐便、依揀汰効用例、併行勘、支兩月請給。

とあり、この時鈞容直は廢止されたのである。なお右の記事によれば鈞容直の兵士二百十六人を罷免したとあるから、

この頃には二百人という定員は一応充足されていたことになる。『要録』卷一八四、紹興三十年正月丁酉条に

罷軍容班。本殿前司樂工也。〔紹興〕九年、以二百人為額、及是罷之。……前一日、吏部尚書張燾因對、論……
教坊樂工員數百、增俸給賜資、耗費不貲、皆可罷。

とあり、軍容班即ち鈞容直の廃止に関して吏部尚書張燾が、教坊にも樂工が数百人おり、給与を支払うとその費用は多大なものとなる、と述べていることからすると、廃止の背景には政府の財政的逼迫があったようである。紹興三十年といえ、金の海陵王が南伐を計画し、南宋側もそれに対応すべく戦争の準備を進めていた時期である。軍事費の増大に伴う財政状況の悪化が強く意識され、その結果このような措置が取られたのであろう。以後鈞容直が再び設置されることはなかった。因みに宮中の音楽をつかさどる教坊も、翌年六月に廃止されている²⁹。鈞容直は紹興三十年に廃止された後、祭祀等の際に、臨時に編成されることはあったようであるが、総じて見れば、北宋時代に比べるとその存在は希薄であったと言えよう。

しかし南宋時代、臨安の禁軍は別の面において大衆芸能に貢献していた。周知の如く、宋代の都市には瓦子（瓦舍）という盛り場が設けられており、臨安においても城内外に合計二十箇所以上の瓦子が存在した³⁰。こうした瓦子は、『咸淳臨安志』卷一九「市」に

紹興和議後、楊和王（存中）為殿前都指揮使、以軍士多西北人故、於諸軍寨左右營堤瓦舍、招集伎樂、以為暇日
娛戲之地。……今其屋在城外者、多隸殿前司。

とあるが如く、殿前司都指揮使の楊存中が対金和議締結後、西北から臨安に移ってきた兵士の娯楽・慰安を目的として、伎女や芸人等を集めて軍営の傍らに設けたものであり、特に城外の瓦子は殿前司の管理下にあった。

楊存中は紹興三十一年二月に至るまで、二十五年にわたって殿前都指揮使をはじめとする殿前司の要職をつとめた

人物であり、河東の代州出身であった。⁽³³⁾三衙の兵士の中には、存中のような華北出身者に加えて、四川の出身者も多く存在した。それらの具体例を挙げれば、紹興七年には河北の義勇兵によって編成された行宮前後副軍一万人が、紹興十三年には四川の武將田晟の所部三千人が臨安へ赴き、馬軍司に属している。⁽³⁴⁾陝西徳順の出身である劉錡は、建炎と紹興年間の初めにかけて、涇原経略使・沿辺安撫等として四川・陝西方面で金軍と戦った武將であり、紹興五年十二月中央へ召還され、江南東路馬歩軍総管となったが、その際、彼の親兵は歩軍司に編入された。⁽³⁵⁾親兵は多くが陝西・四川出身者によって占められていたと推察される。上引『咸淳臨安志』「市」中の「西北」とは、華北だけでなく、四川も含めた表現と理解すべきであろう。

周知の通り、瓦子には飲食店の他、賭博場や勾欄と呼ばれる演芸場等があり、勾欄には芸人がいて様々な芸能を披露していた。『夢梁錄』をはじめとする諸史料には、臨安の勾欄において雜劇（芝居）・傀儡戯（人形劇）・影戯（影絵芝居）・講史（講談）等の他、曲芸・軽業等も演じられていたことが見え、当時活躍した芸人の名前まで詳しく紹介されている。⁽³⁶⁾また芸能の中には、もと開封で演じられていたものが多いと記されている。⁽³⁷⁾楊存中は自らが河東の出身であることに加えて、臨安に駐屯した三衙の兵士の中にも華北や四川出身者が多かったことから、開封をはじめとする華北や四川から流入してきた芸人を集めて軍宮の傍らに瓦子を設け、そこで本来華北や四川で演じられていた芸能を演じさせたのであろう。

瓦子と軍宮の隣接ということについて具体的に述べるならば、『咸淳臨安志』卷一所載の「浙江図」を見ると、東青門外に置かれた殿前司游奕（馬）軍・殿前司右軍（馬歩軍）の軍宮、崇新門外に置かれた殿前司広勇軍の軍宮、候潮門外に設けられた殿前司護聖歩軍の軍宮の傍らに瓦子が描かれている。また同書卷一九「市」は臨安城内外に設けられた瓦子の場所を紹介するが、そのうち西湖西岸の赤山瓦は「歩司後軍寨の前に在り」とある通り、赤山にあった

歩軍司の軍營³⁷前に位置していたことが明記されている。

さらに『夢梁録』・『武林旧事』・『西湖老人繁勝録』等の史料も参照しつつ瓦子の設置場所を調べると、城内では東青門内の蒲橋に瓦子の存在が知られる。『咸淳臨安志』「禁衛兵」によれば、この一帯には殿前司の策選鋒歩軍・後軍歩軍、馬軍司の龍衛軍・雲騎軍・武騎軍の軍營の他、就糧禁軍の軍營が集中していた。城外では、瓦子の多くは城門の外に設けられていたが、瓦子の設置場所と『咸淳臨安志』「禁衛兵」が載せる軍營の設置場所とを付き合わせると、両者が同じ場所に存在する事例が検索され、禁軍と瓦子との密接な関係がうかがえる。例えば余杭門外の北郭稅務の傍らに北郭瓦子が設けられたが、ここには殿前司護聖馬軍の軍營も置かれていた。余杭門外の米市橋には米市橋瓦子が設けられたが、同じ場所に殿前司神勇軍軍營も設けられている。西湖西岸に位置する九里松の行春橋には行春瓦子という瓦子が置かれたが、ここには殿前司左軍歩軍の軍營も設けられているのである。これらの瓦子も、兵士の娯樂や慰安のため、軍營に隣接して設けられたと推察される。

瓦子には兵士とその家族以外に一般の住民も盛んに出入りするようになり、賑わいを見せた。『夢梁録』卷一九「瓦舍」に

今貴家子弟郎君、因此（瓦子）蕩遊、破壞尤甚於汴都也。

とあるが如く、貴家の子弟が瓦子での遊蕩にふけり、その結果身を持ち崩すこともあった。また『都城紀勝』「市井」には「候潮門外の殿司の教場、夏月亦絶伎有りて場を作す」と見えている。候潮門外にある殿前司の教場では、絶伎、即ち群を抜く技芸を持った芸人達が、夏の間演芸場を開いて自慢の芸を披露したのである。こうした演芸場にも、兵士とその家族に加えて一般の住民が多数見物に押し掛けたことであろう。

以上の如く禁軍、特に三衛の兵士とその家族が住みつくことによって、臨安には瓦子・勾欄が設けられた他、教場

においても様々な芸能が盛んに演じられるようになった。講史や傀儡戲等の中に鉄騎と呼ばれる戦記物のジャンルがあるが、これなどは専ら兵士のために演じられ、彼らが好んで観た（聴いた）のであろう。また兵士とその家族だけでなく、一般の住民も勾欄や教場で披露される演芸を見物して楽しんだのであり、禁軍は臨安の大衆芸能、ひいては庶民文化の発展に貢献していたと言いうことができよう。

4 社会に対する影響

禁軍兵士は、制度上においては皇帝の警護・国都の防衛・治安の維持等を職務としていたが、兵士の中には素行不良の者も多く、⁽⁹⁹⁾ 現実にはいろいろな犯罪行為や暴力行為をほたらき、臨安の都市社会を混乱させていた。挙例するならば『宋会要』刑法二一一〇九「禁約」、紹興二年二月十一日条に見える詔の一節に

臨安府居民、多不畏謹火燭。雖已差殿前馬步軍司人兵救護、緣措置未嚴、致多攘奪財物、民甚苦之。

とあり、三衛の兵士が消火の際に略奪を行っていたという。また消火にかこつけて出動した兵士は、たとえ火事の現場から離れていても裕福そうな家を探し求め、見つかると消火器具をあらかじめ家に取り付けておいてから銭物を差し出すよう要求し、その額が少しでも意に満たないと、容赦なく器具を用いてその家を破壊してしまふ、といった事件も起こしている。⁽¹⁰⁰⁾ 因みに当時の消火活動の主体は延焼を防ぐため建物を破壊することであり、消火器具とは建物を取り壊すための器具であった。『宋会要』兵三一九一〇「甬巡」、乾道三年四月十九日条が載せる知臨安府王炎の上言には

契勦、本府軍巡覺察警捕、元降指揮、殿前馬步三司及本府三將差撥每月輪替、今所差軍巡内、有累月不換、縁熟知街巷、往往作過、節次捉獲甚多。

とある。発言の内容を見ると、三衙及び本府三將が軍巡鋪に配置する兵士（後者は就糧禁軍と見られる）は、建前上毎月交代することになっているが、実際には何箇月も同じ軍巡鋪にいるため、一帯の様子を熟知し、具体的な内容は定かでないけれども、悪事をはたらくようになっていたことが明らかになる。

臨安では、禁軍の兵士が騒擾を起こすという事件も発生した。『建炎以来朝野雜記』乙集卷七「史文恵以直諫去位」に「淳熙五年」適枢密都承旨王抃建議以殿・歩二司軍多虛籍、請各募三千人充之。已而殿前司輒捕市人、城中騒動、号呼滿道、被掠者多斬指、以示不可用。軍人怙衆、因奪民財。史公（浩）聞知、即飛奏积所捕、而執軍民之謹噉者送詔獄。

とあり、殿前司が欠員を補充すべく住民を捕えて兵士にしようとしたため騒動が起こり、捕らえられた住民は自ら指を切り落とし、兵士として使いものにならないことをアピールした。また三衙の兵士は混乱に乗じて略奪を行ったので、宰相であった史浩は捕らえられた住民をただちに釈放するとともに、騒ぎを起こした兵士・住民を捕縛して獄に送ったという。この事件には続きがあり、原文は長大なので引用は避けるが、孝宗は獄中の軍民をひとしなみに軍法によって裁こうとしたところ、史浩は孝宗に対し大略「今回の騒動は、兵士が住民を拉致し、財貨を略奪したことに端を発するのであり、兵士が軍法によって処断されるのは当然です。しかし市人はただ兵士に抵抗して戦っただけであり、兵士と一律に軍法によって裁くことができるでしょうか」と述べ、さらに「陛下惟だ軍人の怨咨を懼れ、故に其の罪を一にして以て之を安んぜん」と言ったので、孝宗が怒ったと記されている。この史料を見ると、禁軍が場合によっては皇帝さえも畏怖させる存在に豹変したことがうかがえ、興味深い。

禁軍が臨安で騒擾を起こしたことを伝える記事は他にも検索され、例えば『宋史』卷四一七番行簡伝に時議御閔不果、反驟汰之、殿司軍閔、為之黜主帥、罷都司官、給黃榜撫存、軍愈呼噪。（知枢密院事）行簡以聞、

戮為首者二十余人、衆乃帖息。

とある。三衛、特に殿前司の兵士が揀汰（揀選淘汰、即ち資格審査、不適格と判定されれば退役させられる）に反発して騒いだため、知枢密院事であった喬行簡は首謀者二十余名を処刑し、ようやく騒動はおさまったというのである。因みに喬行簡は端平元年（一二三四）六月知枢密院事に任命され、翌年五月に參知政事となっているので、この事件はその間に起こったことになる。

以上に見てきたとおり、禁軍に暴力集団としての側面があったことは否定できない。そもそも都市において禁軍兵士を軍営に集住させ、一般住民と雑居させず、且つ夜間の外出を禁止する等強い統制の下に置いたのは、兵士が引き起こす様々な問題やトラブルから住民を保護することが一つの目的であった。夜間外出が禁止されていたことは、周密の『齊東野語』卷八「張魏公二事」に

高宗視師金陵、張魏公（浚）為守、楊和王（存中）領殿前司。有卒夜出、与兵馬都監喧競。卒訴之、公判云、都監夜巡、職也。禁兵酉点後、不許出營、法也。牒宿衛司照条行。楊不得已斬之。

とあり、殿前司の軍営から酉点、即ち日没後外出した兵士が死刑に処せられたという記述から明らかである。

また兵士を軍営に集住させる目的の一つが住民の保護にあったことは、『宋会要』兵六―二九「屯戍」、嘉定五年（一二二二）二月十二日条に載せられた臣僚の上奏から知ることができ、これは禁軍兵士を軍営に居住させる目的、住民と雑居させた場合に生じる問題について述べたもので、ここで取り上げられている禁軍は臨安の禁軍のみではないが、その一節に

諸州置立禁軍……其宮柵以安其処、一則責其教閱以備不虞。二則不使与平民散処、易於関防。……至使軍旅儻居市廛、与民無異、其患有二。一則軍民散処、多有憑籍伍符、因而屠沽賭博、陵轍細民。既無門禁関防、合于軍頭、

何由禁戢。深為民患、誠不可忽。一則州郡之間、或有盜賊風燭、卒伍之衆、星分異處、卒難鳩集。

とある。禁軍兵士を軍営に集住させるのは、教閲や捕盜・消火等の際に動員が容易になると同時に、兵士を住民と雜居させてしまうと統制がきかなくなり、様々なトラブルを引き起こして住民の生活を侵害する恐れがあるからだと明記されているのである。

禁軍が臨安の社会に与えた影響を考える上でもう一つ取り上げたいのは、退役兵士に関する問題である。即ち老齡化または病氣・怪我等の理由で退役した兵士を放置しておく、彼らの中から生活に窮して乞丐となったり、犯罪に手を染めたりする者が出、治安の乱れ・社会不安を引き起こす危険が生じるのである。そこで宋朝は禁軍以外に土軍等の兵士に対しても、いわゆる剩員制を実施し、一定の年齡（六十〜六十五歳）を過ぎた兵士や、傷病兵でも治癒する見込みのある者は、直ちに兵籍から除いて放逐するのではなく、剩員として一定期間（例えば老齡化した兵士の場合五年〜十年）、軍功のある者に対しては終身生活の保障を与えるよう定めていた。しかし剩員制が設けられたとはいえ、それがどこまで規定通りに実施されていたかどうかはまた別の問題であるし、病氣・怪我の治る見込みのない兵士や、剩員とされても生活保障の期間を過ぎてしまった兵士は容赦なく追放されたのであり、彼らの中には生活に窮する者も少なくなかったようである。

臨安に関する史料ではないけれども、参考までに退役後困窮した兵士の具体例を紹介するならば、以下のようなものが挙げられる。『夷堅十志』卷一「李家遇仙丹」に

豫章丐者李全、旧隸建康兵籍、紹興辛巳（三十一年）之戰、傷目折足、汰為民、而病魔不能治生、乃乞於市。

とあり、もと建康の兵籍に属した兵士で、金との戦争によって負傷し退役させられた李全なる者が、残疾の身であるため生活に窮した挙げ句、江西の豫章で物乞いをしていたという。この兵士は健康に駐屯して実戦に参加したという

のであるから、御前軍もしくは臨安から派遣された三衛の兵士だったのであろう。また当時の寿命からすれば、老齡化した兵士で生活保障期間を終えてまで生きながらえる者は稀であつたらうが、いたとすれば、兵籍から除かれた後、彼らが自活することは困難であつたと考えられる。一例として『夷堅支甲』卷三「熊二不孝」には

興国軍民熊二、稟性悖戾。父明為軍卒、年老去兵籍、不能營生理、妻又早亡、惟恃子以為命、而視如路人、至使乞食。

とある。興国軍の民熊二の父熊明は老齡化のため兵籍を去つたが、生活の手段もなく、妻も早くに亡くなったため、息子の熊二だけが頼りであつた。ところが熊二は明の面倒を見なかつたため、明は物乞いをしていたのである。

このように退役後乞丐となる兵士は、臨安にも存在した形跡が認められる。『宋会要』食貨六〇——「恩惠」、紹熙五年（一一九四）九月十四日条が載せる明堂の赦文を見ると、諸州が乞丐を收容して養濟する際、強壯にして慵惰な者、生業や住む家のある者が乞丐と偽り救濟措置を受けることのないよう下命された後に

其臨安府、任和・錢塘縣養濟院收容流寓乞丐亦仰依此施行、不得徒為文具、如有違戾去処、仰提學司（常の誤り）平司覺察按治施行。内有軍人揀汰離軍之後、殘篤廢疾不能自存、在外乞丐之人、仰本軍隨營分措置收養、毋致失所。

との記述がある。臨安の兵士で退役後殘疾故に自活できず、乞丐となつた者は、養濟院ではなく別途軍管に收容して面倒を見ることとされているのである。

さらに考えてみるべきは、兵士の家族の問題である。兵士の家族については研究が進んでおらず、不明な点が数多く残っているようであるが、兵士が退役すると同時に、家族も兵籍から排除されたと見られる。『周易国文忠集』卷一四〇「乞収恤揀汰軍人家属」には

臣窃見、臨安府城内外、時軍中揀汰廢疾之人、并身後家属之貧困者、多將平時所受勅身箭之類、乞丐錢物於市。此固自来有所不免、然而見今軍士、見之往往惻然動念。臣愚欲望、聖慈密諭守臣、措置收恤。

とあり、臨安では傷病兵とともにその家族も揀汰され、彼らは物乞いを余儀なくされていたと記されている。こうした家族の存在も、臨安において治安の悪化、社会不安の増大といった問題を引き起こす一因を形成したことであろう。付言するならば、禁軍の兵士には、軍営から逃亡する者も多かった。兵士が逃亡する原因は、借金を返済できずに、官庁や有力者・上官による徵発・使役に耐えかねて、遠い国境へ送られるのを嫌がって、単身で家族がなく身軽なため等、様々であった。⁴⁴張守の『毘陵集』卷五「論禁軍逃亡筭子」には

行在禁軍、近日頗有逃亡数目不少、亦或将帶器甲前去。其本營寨避免責問、不敢晝時尽数申報、深屬不便。とあり、臨安の禁軍兵士の中にも軍営から逃亡する者の多かったことが知られる。このように逃亡した兵士の中にも生活に困って盗みをはたいたり、物乞いになったりする者が少なからず存在したと推察される。⁴⁵禁軍兵士は退役・逃亡した後も、臨安の都市社会を混乱・不安定化させる原因を形成していたのである。

おわりに

以上に見たとおり、禁軍の駐屯は臨安に様々な影響を与えた。禁軍が駐屯したことにより、臨安では城内外ともに、それまで住民のいなかった場所に多数の軍営が建ち並び、兵士とその家族が住むようになった。また禁軍は一大消費集団を形成していたと見られ、駐屯に伴い彼らを対象とした商業活動が活性化したと考えられる。兵士の娯楽・慰安のため軍営に隣接して瓦子が設けられ、芸人によって多種多様な演芸が披露されるようになり、一般の住民もそれら

を見物して楽しんだというのであるから、禁軍は大衆芸能・民衆文化の発展に寄与していたとも言えよう。禁軍は都市の繁栄・発達を促す一面を持っていたのである。

しかしその一方で、兵士の中には素行の悪い者もおり、彼らがしばしば犯罪行為にはいたり、騒擾を起こしたりしていたことも事実である。また退役・逃亡兵士を放置しておけば、治安の悪化や社会不安等を引き起こしたと見られる。中央政府・臨安府や住民にとって、禁軍の駐屯はプラス・マイナス両面を併せ持っていたのである。特に中央政府・臨安府にとって、禁軍は必要不可欠な、しかし扱いの難しい、厄介な部分の多い存在であったように思われる。

都市と禁軍というテーマに関して残された問題は数多いが、さしあたり次の点が挙げられる。第一に、禁軍の駐屯が臨安に与えた影響を具体的に伝える史料は必ずしも豊かではなく、推測に推測を重ねざるを得なかった部分が少なくない。史料の不足を補うためにも、北宋の国都開封や、開封・臨安以外の地方都市を取り上げ、本稿で提示した論点について、さらなる検討を行う必要がある。第二として、本稿で検討した以外にも、臨安と禁軍との関係について、検討すべき点は残っている。例えば禁軍に膨大な額の財貨や物資を支給しなければならなかったことが、臨安の財政に与えた影響である。また財貨や物資を支給するため臨安に設けられたシステムや、それらが整備される経緯等に関しても検討を行う必要がある。さらに禁軍が臨安に与えた影響ということではないが、秦檜がいわゆる宣撫使だけでなく、三衙の勢力をも弱めようとしていた形跡等が認められる他、三衙と高級官僚・宦官との結託を述べる史料も目睹される。⁽⁴⁶⁾ 臨安を舞台に繰り広げられた、禁軍と政治との関係を取り上げてみることも興味深い。これらの点については、別の機会に検討を試みたい。

註

(1) 拙稿「南宋臨安の三衙」(『愛媛大学法文学部論集人文科学編』二六、二〇〇九年)。

(2) 例えば小岩井弘光『宋代兵制史の研究』(汲古書院、一九九八年)や王曾瑜『宋朝兵制初探』(中華書局、一九八三年)は主として兵制史的・制度史的な観点からなされた研究の代表である。一方、久保田和男『宋代開封の研究』(汲古書院、二〇〇七年)は、禁軍を核に五代〜北宋時代の開封を検討しており、軍隊と都市に関するはじめての本格的な研究と言える。また齋藤忠和氏は宋代の軍隊と社会という観点から、近年多くの論考を発表されており(例えば「兵士はどこへ行くのか——禁軍兵士への保障からみた北宋募兵制の側面——」、『社会経済史学』七三—三三、二〇〇七年)、金文京「『戯』考——中国における芸能と軍隊」(『未名』八、一九九〇年)は軍隊と芸能・庶民文化等との関係を論じた大変興味深い論考である。軍隊の営利活動についての最も網羅的な研究として、梁慶堯「南宋的軍官商業」(『宋史研究集』三三、蘭台出版社、二〇〇二年)が挙げられ、軍隊の駐屯と商税・酒税との関係を論じた菊池英夫「北宋時代一僻地聚落の盛衰——軍隊の駐屯と引き揚げによる——」(『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』、刀水書房、一九八六年)も示唆に富む論考である。しかし総じて見れば、兵制史・制度史以外の視座に立つ研究は盛んではない。

(3) 以上、南宋初期の三衙についての記述は註(1)拙稿五八〜六六頁に基づく。

(4) 『宋史』卷三四、乾道七年三月戊寅条。なお『皇宋中興西朝聖政』卷五〇は馬軍司の健康移動を七年十二月としており、いずれが妥当なのか今のところ判断できない。

(5) 臨安に駐屯した就糧禁軍は、『乾道臨安志』卷二「軍管」・『淳祐臨安志』卷六「軍管」・『咸淳臨安志』卷五七「兵制」等の史料によれば①東南第三將に属する八指揮(威捷軍第一指揮、威果軍第四・第五・第六指揮、雄節軍第八・第十六指揮、全捷軍第二・第三指揮)、②兵馬鈐轄司に属する五指揮(雄節軍第十七指揮、威果軍第六十一指揮、全捷軍第十七指揮、竜騎軍、掃遠軍)、③京畿第二將に属する十六指揮(武騎軍第六・第七指揮、広勇軍左十四・左十五・左十六指揮、広捷軍第四・第五・第六指揮、忠節軍第二指揮、驍猛軍第一指揮、神威軍第七指揮、雄勇軍第二指揮、雄威軍第六指揮、効忠軍第二十四・第七十五・第七十七指揮)の計二十九指揮である。就糧禁軍の杭州(臨安)への移動の様子は小岩井弘光「宋代就糧禁軍について」・「北宋末・南宋の就糧禁軍について」(『国士館大学人文学会紀要』四・一〇、一九七二・七八年、ともに後註(2)著書に再録)等において詳細な検討がなされており、それによれば威果軍第四・

五・六指揮は嘉祐五年（一〇六〇）に、雄節軍第八・十六・十七指揮は元豊三年（一〇八〇）以降に設置された。その後、方臘の乱（宣和二年、一一二〇）を鎮圧するため威捷軍第一指揮、全捷軍第二・第三指揮の他、宿州に駐屯していた竜騎・帰遠軍が杭州に移された。また宣和五く六年にかけて全捷第十七指揮・威果軍第六十一指揮が設置された。さらに南宋初め（建炎元年、一一二七）に発生した陳通の乱を鎮圧するため、京畿第二將所属で開封附近に駐屯していた十六指揮が杭州に移された。

(6) 以上、臨安に駐屯する三衛の兵士数については、註(1) 拙稿六四く六五頁、七六く七頁を参照されたい。

(7) 『宋会要』兵三十八く一〇「廂巡」、紹興二年正月二十六日条、乾道七年正月二日条。

(8) 『宋史全文統資治通鑑』を検索すると、淳祐年間以降、三衛に対して行われた賑恤を伝える記事として、以下のものが挙げられる。卷三三、淳祐四年十一月戊午条、卷三四、淳祐六年二月壬申条、八年十二月辛巳条、十一年四月壬辰条、十二年十一月壬寅条、卷三五、宝祐二年九月甲辰条、三年十月庚午条、四年二月庚辰条、五年六月癸卯条・九月壬子条・十月己亥条、六年三月庚申条・九月己巳条、卷三六、開慶元年正月癸亥条・閏十一月癸酉条、景定二年正月庚辰条・六月乙未条・八月癸巳条・十二月己丑条、三年正月戊寅条・十二月庚申条、五年七月丁丑条。

(9) 久保田和男「宋代開封の人口数に関する一試論」（『東洋学報』八二―一、二〇〇〇年、後註(2) 著書に再録）、著書の二〇八く一一一頁。

(10) 百五十万人とするのは加藤繁「南宋の首府臨安の戸口に就いて」（『社会経済史学』三一八、一九三三年、後『支那経済史考證』下、東洋文庫、一九五三年に再録）・「臨安戸口追論」（雑誌等未発表、『支那経済史考證』下に収録）、沈冬梅「宋代杭州人口考辨」（『宋史研究論文集』、河北大学出版社、二〇〇二年）等である。他に四十六万く七十五万人説（林正秋「南宋都城臨安」、西泠印社、一九八六年）、五百万人説（池田静夫「南宋の首都臨安の戸口の再吟味」、「文化』五一―二、一九三八年、後『支那水利地理史研究』、生活社、一九四〇年に再録）もある。

(11) 斯波義信『宋代江南経済史の研究』（東京大学東洋文化研究所、一九八八年）、三一九頁。

(12) 就糧禁軍の杭州・臨安への移屯の状況については、註(5)を参照されたい。

(13) 東青門内や艮山門内一帯に一般の住民がほとんどいなかったことは、坊の状況から察知することができる。坊とは、本来都市内部に設

けられた、周りを坊壁で囲まれた居住区制度の謂であるが、居住区制度としての坊は唐代後半から崩れ始め、唐末、五代の戦乱によってほぼ消滅したと見られる。宋代に入っても坊の名は史料に散見されるけれども、それは居住区制度としての坊ではなく、〇〇町に相当するような、都市内部の住所・地名名と考えられる。

さて臨安では、城内は最終的に九つの廂に分割された（宮城廂・左一南廂・左一北廂・左二廂・左三廂・右一廂・右二廂・右三廂・右四廂）。廂とは言わば警察・消防管区であり、良山門・東青門内の一帯は右三廂にはば相当する（『咸淳臨安志』卷一九「廂界」）によれば、右三廂の範囲は、北は北側城壁の天宗水門まで、東は東側の城壁まで、南は崇新門と塩橋運河に架かる薦橋とを結ぶ線まで、西は塩橋運河まで、と考えられる（『咸淳臨安志』卷一九「坊巷」）には、右三廂の坊として東巷坊・西巷坊・豊禾坊・善履坊・興徳坊・昌榮坊という六つの名及びその所在地が見えており、豊禾坊は崇新門のすぐ内側、東巷坊・西巷坊は崇新門と薦橋を結ぶ街路の北側にある。善履坊・興徳坊は塩橋運河のすぐ東側である。即ち右三廂の坊の多くは廂内の南端もしくは西端に位置しており、僅かに昌榮坊という坊が右三廂はば中央の蒲橋東に存在しているのみである。このことは、『咸淳臨安志』の記された南宋になっても、右三廂の置かれた良山門・東青門内一帯には、禁軍の軍営以外に一般の住民の家や商店等がほとんどなかったことを物語っていると理解される。

(14) 前節でも述べた通り、就糧禁軍の定員は一万三千七百九十人であり、この数字は南宋を通じて変わらなかった。『咸淳臨安志』卷五七「兵制」等によれば、就糧禁軍の軍営は全て城内、東青門内に存在した。南宋時代の三衙は、北宋以来の旧司と、南宋に入って創設された諸軍とに大別されるが、『咸淳臨安志』卷一四「禁衛兵」によれば、殿前司旧司は六指揮・定員二千人であり、六指揮の軍営六つは全て城外に置かれた。殿前司諸軍は十九指揮あり、総定員は七万三千人、軍営は六十一あった。これらのうち軍営が城内に存在したのは四指揮、その軍営数は十七（二十八％）である。一方、城外に軍営があったのは十六指揮、その軍営数は四十四（七十二％）である。そこで機械的になってしまいが、さしあたり軍営の数から城内外に駐屯していた殿前司諸軍の定員を推計してみると、城内の軍営に駐屯した兵士の定員を、殿前司の総定員七万三千人の二十八％とすれば二万四百四十人、城外の軍営に駐屯した兵士の定員を七万三千人の七十二％とすれば五万二千五百六十人となる。また殿前司にはこれらの他に浙江水軍が付属しており、定員は宝祐二年には二千八百人であったのが、咸淳四年には一万人に増額されている。軍営は十あり、全て城外（崇新門・東青門・良山門外及び竜山）に設けられた。

馬軍司は前述の如く、乾道七年にその殆どが健康に移動してしまい、咸淳年間当時、臨安に駐屯していたのは旧司の三指揮、定員千人

のみであった。軍営は各指揮一つであり、全て城内に置かれた。

歩軍司旧司は七指揮からなり、総定員は四千六百人である。軍営が城内に設けられていたのは三指揮、城外に設けられたのは四指揮、軍営の数は各三（四十三％）・四（五十七％）である。従って城内の軍営に駐屯した兵士の定員を総定員の四十三％とすれば千九百七十八人、城外の軍営に駐屯した兵士の定員を総定員の五十七％とすれば二千六百一十二人となる。

歩軍司諸軍は十二指揮あり、総定員は二万三千人、軍営の総数は二十二である。うち軍営が城内にあったと確認できるのは三指揮であり、軍営数は五（二十三％）、城外にあったと確認できるのは九指揮、軍営数は十四（六十四％）である。軍営の場所が城内外いずれか確定できなかったのは三指揮、その軍営数は三（十三％）である。従って城内の軍営に駐屯した歩軍司諸軍兵士の定員を総定員の二十三％とすれば五千二百九十人、城外の軍営に駐屯した兵士の定員を六十四％とすれば一万四千七百二十人、城内外いずれの軍営に駐屯したのか不明な兵士を十三％とすれば二千九百九十人となる。以上を合計すれば、城内に駐屯した三衛・就糧禁軍兵士の定員は合計四万二千四百九十八人、一方城外に駐屯した三衛兵士の定員は七万四千七百一人（八万一千九百一人となる（軍営の所在が不明な兵士は除く）。

(15) 西溪に駐屯していた馬軍司の部隊は『咸淳臨安志』巻一四「禁衛兵」には見えておらず、乾道七年に建康へ移動したと考えられる。

(16) 北宋時代、杭州の城外に存在した鎮・草市については、周藤吉之「宋代の鄉村における店・市・歩の發展」（『唐宋社会経済史研究』、東京大学出版、一九六五年）、傅宗文『宋代草市鎮研究』（福建人民出版社、一九八九年）等において紹介がなされている。

(17) 『宋会要』食貨一六―七「商税」。

(18) 『咸淳臨安志』巻五九「商税」。

(19) 短陌についての代表的な論者として、宮澤知之「唐宋時代の短陌と貨幣経済の特質」（『史林』七一―二、一九八八年、後『宋代中国の国家と経済』、創文社、一九九八年に再録）が挙げられる。

(20) 『宋会要』食貨五一―三―一四「左藏庫」、慶元元年十一月八日条。

(21) 『要録』巻二二七、紹興九年三月甲辰条。

(22) 『宋会要』食貨二二―二「酒麴雜録」、紹興三十一年二月十九日条・三月八日条。

(23) 『雞肋編』巻下。

(24) 『要録』卷一七一、紹興二十六年正月丙辰条。

(25) 南宋時代の銭禁令を扱った研究として、曾我部静雄『日宋金貨幣交流史』（宝文館、一九四九年）が挙げられる。

(26) 杭州における市舶司や、杭州をめぐる海外貿易の状況については藤田豊八『東西交渉史の研究 南海編』（荻原屋文館、一九四三年）、註(10) 池田著書、榎本涉『東アジア海域と日中交流』九〜一四世紀』（吉川弘文館、二〇〇七年）等に詳しい。

(27) 『東京夢華録』卷八「六月六日崔府君生日二十四日神保觀神生日」、卷一〇「郊畢駕回」・「下赦」等。

(28) 『東京夢華録』卷三「諸色雜売」、卷五「京瓦伎芸」。

(29) 『要録』卷一九〇、紹興三十一年六月癸丑条。

(30) 汪聖鐸・郭蘭「宋代的皇家軍樂団——鈞容直」（『文史知識』二〇〇六年——）五四頁。なお南宋末の様子を伝えるところを考えると『夢梁録』卷一「車駕詣景靈宮盃饗」には、皇帝が景靈宮へ巡幸する際、鈞容直がパレードに参加し演奏を行ったと記されている。この鈞容直も恐らく臨時に編成されたものであろう。

(31) 瓦子の設置場所は『咸淳臨安志』卷一九「市」、『西湖老人繁勝録』「瓦子」、『武林旧事』卷六「瓦子勾欄」、『夢梁録』卷一九「瓦舍」等に見えている。

(32) 楊存中の経歴は、さしあたり『宋史』卷三六七本伝を参照した。

(33) 『要録』卷九六、紹興五年十二月己亥・庚子条、卷一一〇、紹興七年四月丙申条、卷一四九、紹興十三年八月丁未条、『建炎以来朝野雜記』甲集卷一八「八字軍」等による。

(34) 『要録』卷九六、紹興五年十二月丙午条、『宋史』卷三六六劉錡伝等による。

(35) 芸人の名は『夢梁録』卷二〇「妓樂」・「百戲伎芸」、『武林旧事』卷六「諸色伎芸人」等に見える。

(36) この点については呉松弟「南宋移民与臨安文化」（『歴史研究』二〇〇六年・五）において詳しい検討が為されている。

(37) 『咸淳臨安志』卷一四「禁衛兵」によれば、赤山にあった軍営は歩軍司後軍の軍営である。

(38) もっとも北宋時代に杭州へ赴いた日本僧成尋は、『參天台五臺山記』において、瓦子とおぼしき盛り場の様子を詳細に書き残している（卷一、延久四年（熙寧五年、一〇七二）四月二十二日条）。臨安の瓦子全てが楊存中によって新たに設置されたとは考えがたく、対金和

議締結以前、中には北宋時代から存続するような古いものもあったと考えるべきであろう。

(39) 兵士に素行不良の者が多かったのは、盜賊や流民等を採用していたことが一因である。この点については註(1) 拙稿、七九〜八一頁を参照されたい。

(40) 『宋会要』刑法二一一〇〜二一一一「禁約」、紹興三年十二月十七日条。

(41) 『宋史』卷四二、端平元年六月戊寅条、卷四二、端平二年五月庚戌条。

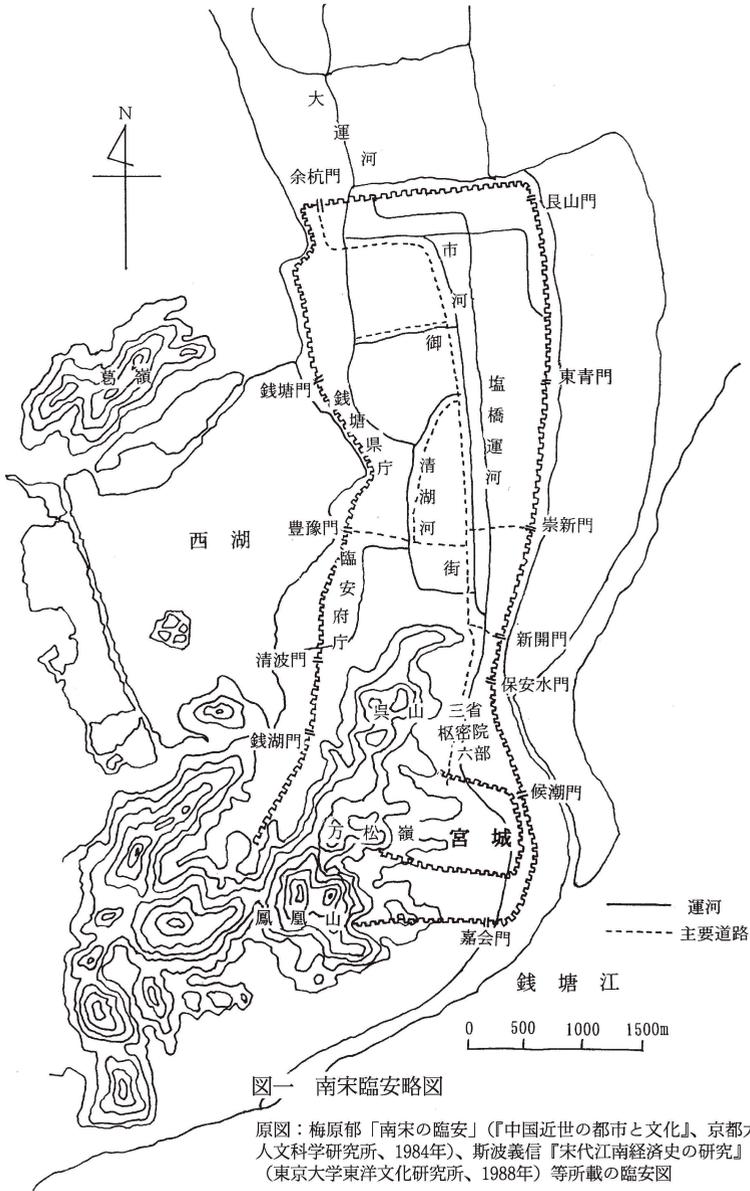
(42) ここでいう西点とは昼間不定時法の最終時刻の西正、即ち日没を指すという。詳しくは久保田和男「宋都開封と禁軍軍營の変遷」(『東洋学報』七四―三・四、一九九三年、後註(2) 著書に再録)、著書の九四頁を参照されたい。

(43) 剩員制については小岩井弘光「北宋剩員制管見」(『国士館大学文学部人文学会紀要』一四、一九八二年、後註(2) 著書に再録)、齋藤忠和「北宋の剩員・帶甲剩員制について」・「南宋の剩員制について」(『立命館史学』八・一一、一九八七・一九九〇年)等を参照した。

(44) 兵士が逃亡する原因については、註(2) 王著書、三三三〜三三六頁を参照した。

(45) 臨安の事例は挙げられていないが、逃亡した兵士が社会等に及ぼす影響を総合的に検討した論考として、游彪「論宋代士兵逃亡及其影響」(『宋史研究論文集』、河北大学出版社、一九九六年)がある。

(46) 『要録』卷一四〇、紹興十一年五月庚申条、卷一五四、紹興十五年九月庚戌条、卷一六二、紹興二十一年十一月庚戌条、卷一八七、紹興三十年十一月戊戌条、『宋史』卷三八三虞允文伝、卷三八七王十朋伝等。



図一 南宋臨安略図

原図：梅原都「南宋の臨安」（『中国近世の都市と文化』、京都大学人文科学研究所、1984年）、斯波義信『宋代江南経済史の研究』（東京大学東洋文化研究所、1988年）等所載の臨安図